

NPO 法人 東大阪障害者共同受注連絡会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人東大阪障害者共同受注連絡会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府東大阪市中小阪四丁目 7 番 47 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、営利を目的とする団体でなく、障害者の方々の自立に向けた支援をおこない、社会福祉に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ③共同受注事業（授産製品の売込や役務・内職など共同で受注する事業）
- ④障害児、者の余暇支援事業（イベント、講座等の開催事業）
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

①正会員

この法人の目的に賛同して入会した団体。

②賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出して、理事長の承認を得なければならない。理事長は会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- ① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ② 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事3名以上10名以内
 - ② 監事1名
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 理事長は、理事の互選により定める。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族

が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

6 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事は、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、理事長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づいて解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があったとき。

③ その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び活動決算
- ⑤ 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- ⑥ 入会金及び会費の額
- ⑦ 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑧ 事務局の組織及び運営
- ⑨ その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- ③ 第13条第4項第4号の規定に基づき監事が招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30

日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員の現在数
- ③ 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- ④ 審議事項及び議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人

2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しこれを保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

- ③ 審議事項及び議決事項
 - ④ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

（資産）

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄附金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

（資産の管理）

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

①総会の決議

②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

③正会員の欠亡

④合併

⑤破産手続開始の決定

⑥所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち総会で議決したものに帰属させるものとする。

第8章 事務局

(設置)

第 4 7 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 4 8 条 主たる事務所には、法第 2 8 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

① 会員名簿及び会員の異動に関する書類

② 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

(閲覧)

第 4 9 条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 9 章 雑則

(公告)

第 5 0 条 この法人の公告は官報において行う。ただし、法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委任)

第 5 1 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 1 2 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおり、その任期は第 1 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 5 年 6 月 3 0 日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 3 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 4 3 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員

社会福祉法人（複数事業所を運営） 入会金 0 円 会費年額 1 5 , 0 0 0 円

社会福祉法人（1 法人 1 事業所） 入会金 0 円 会費年額 1 0 , 0 0 0 円

NPO 法人 入会金 0 円 会費年額 5, 0 0 0 円

② 賛助会員（団体の場合は 2 口以上）

その他の団体（一般社団法人、株式会社等の法人、個人）

入会金 0 円 会費年額 1 口 2, 0 0 0 円

③ 上記にかかわらず、初年度の入会金及び会費は、前各号の 2 分の 1 の額とする

この定款は令和 7 年 5 月 2 9 日より施行する。